

平成30年第1回市会定例会 追加議案提出一覧

I 一般議案（5件）

1 条例の制定等 4件

(1) 条例の制定 1件 横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定

(2) 条例の一部改正 3件 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正 ほか2件

2 和 解 1件 保全異議申立事件についての民事保全法に基づく和解

II 予算議案（1件）

1 補正予算 1件 平成29年度横浜市一般会計補正予算（第7号）

合 計 6件

平成30年3月7日発送

平成30年3月14日提出

お問合せ先

I 一般議案 : 総務局総務課長 佐藤 広 毅 Tel 045-671-2046

II 予算議案 : 財政局財政課長 高澤 和 義 Tel 045-671-2230

市第175号議案 横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定

1 趣旨

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、新たに介護医療院が創設されました（平成30年4月1日施行）。

介護保険サービス事業者の指定等に関する基準については、厚生労働省令で定めるほか、都道府県、政令指定都市及び中核市が条例で定めることとされています。

そのため、横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例を制定します。

【参考】介護医療院とは、慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

2 条例の概要

厚生労働省令の内容を基に、本市独自の条項を盛り込みます。

(1) 厚生労働省令の概要

「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）」で定められている基準は、次のとおりです。

- ア 趣旨、基本方針等
- イ 人員に関する基準
- ウ 施設及び設備に関する基準
- エ 運営に関する基準

(2) 市条例で新たに規定する主な内容

上記の厚生労働省令に加えて、既に制定している介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設と同様の本市独自基準を設定します（別表のとおり）。

3 条例の施行予定日

平成30年4月1日

(別表) 本市独自基準

項目	省令の内容	条例案の内容
① 事業の運営にあつての連携	市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	連携先に <u>・地域包括支援センター</u> <u>・老人介護支援センター</u> <u>・住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等</u> を追加。
② 暴力団の排除	規定なし	<u>開設者は、横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない旨を規定。</u>
③ 入所者に対する身体的拘束	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。	身体的拘束等を行う場合には、 <u>事前に、入所者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ず事前説明が困難な場合は拘束後速やかに説明しなければならない旨を追加。</u>
④ サービス提供にあつての文書による同意	サービス提供にあつては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。	サービス提供にあつては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、 <u>入所者の同意を文書により得なければならないこととする。</u>
⑤ 協力歯科医療機関	協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。	協力歯科医療機関を <u>定めておかなければならないこととする。</u>
⑥ 記録の保存期間	(2年間保存) ・サービス提供記録 (保存期間規定なし) ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録	(5年間保存) ・サービス提供記録 ・従業者の勤務体制についての記録 ・介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出したもの
⑦ 廊下幅	片廊下 1.8m以上 中廊下 2.7m以上 ※ユニット型は廊下の一部の拡張による緩和措置あり 片廊下 1.5m以上 中廊下 1.8m以上 ※病床からの転換の場合、緩和措置あり 片廊下 1.2m以上 中廊下 1.6m以上	片廊下 1.8m以上 中廊下 <u>1.8m以上</u> ※ユニット型の緩和措置は省令どおり ※病床転換の緩和措置は省令どおり

市第176号議案 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する 条例等の一部改正

1 趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」並びに「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）」が定められました。

そのため、省令の基準に合わせ、関連条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

	項目	現行	今回改正
①	「福祉型障害児入所施設」等の人員配置基準	看護師	看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）

(2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

	項目	現行	今回改正
①	「指定児童発達支援」の人員配置基準	指導員又は保育士	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうちの半数以上を児童指導員又は保育士としなければならない。 (ただし、現在、指定を受けている事業者は、平成31年3月31日までは、改正前の人員基準で事業を行うことができます。)
②	「指定児童発達支援」への評価の義務付け【新設】	(規定なし)	事業実施の情報提供や自己評価、保護者評価及び公表等を新たに義務付け
③	「主として、重症心身障害児を通わせる児童発達支援」等の人員配置基準	③ 1 看護師	看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）
		③ 2 「機能訓練担当職員」は1人以上	「機能訓練担当職員」は1人以上 ただし、機能訓練を行わない時間帯については置かないことができる。

	項目	現行	今回改正
④	「共生型サービス※1」の 基準【新設】	(規定なし)	「共生型児童発達支援」及び「共生型放課後等デイサービス」について、事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を新たに制定
<p>※1 「共生型サービス」とは デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できるよう介護保険、障害福祉それぞれに位置づけられたものです。</p>			
⑤	「居宅訪問型児童発達支援※2」の基準【新設】	(規定なし)	「居宅訪問型児童発達支援」について、事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を新たに制定
<p>※2 「居宅訪問型児童発達支援」とは 重症心身障害児などで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児を対象とし、作業療法士等が居宅を訪問し、発達支援を提供するものです。</p>			

(3) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

	項目	現行	今回改正
①	「福祉型障害児入所施設」の人員配置基準	看護師	看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）
②	「みなし規定」の削除	「指定福祉型障害児入所施設」の指定を受けていることをもって、「指定障害者支援施設」の指定基準を満たす。	(削除) (ただし、現在、指定障害者支援施設とみなされている指定福祉型障害児入所施設については、平成33年3月31日までは、従前の例によるものとします。)

3 その他

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」並びに「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の制定による引用条文の条ずれ、項ずれに伴う改正を行います。

4 施行期日

平成30年4月1日

市第177号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正

1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）の改正に伴い、指定障害福祉サービス事業等の人員、設備、運営等の基準に関する省令等（以下、「基準省令等」という。）の改正が平成30年1月18日に公布され、30年4月1日に施行されます。

この基準省令等の改正に伴い、省令を基に制定した関係条例等の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年1月28日条例第64号）

ア 新サービスに関する基準の策定

今回新設されたサービスに関する基準を定めます。

(ア) 指定就労定着支援：通所型障害福祉サービスを利用した後、一般企業へ就職した障害者に対し、就労定着支援員が就労の継続を図るための支援を行うものです。

(イ) 指定自立生活援助：入所施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対し、地域生活支援員が定期的な訪問や随時に必要な対応を行うものです。

（類似事業である「障害者自立生活アシスタント事業」については、今後本事業との整理を進めていきます。）

イ 「日中サービス支援型指定共同生活援助」の基準策定

指定共同生活援助（グループホーム）について、日中サービスの提供が認められる場合の基準を定めます。

ウ 「共生型サービス」の基準策定

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設け、指定を受けやすくします。

エ 指定自立訓練の対象者要件の削除

リハビリや生活訓練を行う「指定自立訓練」について、事業対象者についての記載を削除し、障害種別を問わず事業を利用できるようにします。

オ 指定重度障害者等包括支援の基準変更

支援計画の名称を「重度障害者等包括支援サービス利用計画」から「重度障害者等包括支援計画」に変更する等の改正を行います。

カ 多機能型事業所で行う事業の追加

異なるサービスを一体的に行う「多機能型事業所」において実施できる事業に、児童福祉法に新たに位置づけられた「指定居宅訪問型児童発達支援（※）」（平成30年4月開始）を追加します。

(※) 指定居宅訪問型児童発達支援…重症心身障害児などで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児を対象に、作業療法士などが居宅を訪問し療育を行うサービス。

キ 指定共同生活援助において個人単位で居宅介護等に対応する場合の特例の3年延長

グループホームにおいては、グループホームの生活支援員による支援が原則ですが、重度の障害者に対する介護については、一時的に職員の加配が必要な場合があるため、特例として居宅介護サービスの提供が受けられることになっています。

今回、新たに創設された「日中サービス支援型指定共同生活援助」において、より手厚い人員体制で支援を提供できるようになるものの、国はこの新しいグループホームの施行状況を踏まえて今後の検討を進めることとしており、居宅介護サービスの提供が受けられる特例の期間を平成33年3月末までに延長します。

ク 生活介護・自立訓練の事業者に対し、職場への定着のための支援について努力義務を追加

生活介護（デイサービス）・自立訓練の事業者に対し、利用者が一般企業に就職した後6か月間、職場への定着のための支援について努めることを追加します。

ケ 就労移行支援事業者に対し、職場への通勤訓練を行う義務の追加

就労移行支援のサービス内容に、職場への通勤訓練を行うことを追加します。

(2) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月28日条例第65号）

障害者支援施設・福祉型障害児入所施設の一体的な運用の期限の設定

福祉型障害児施設入所中に18歳を迎えた障害者は原則として障害者支援施設（18歳以上の障害者の入所施設）や地域に移行することとされており、この移行に努めていますが、これが困難な方もいるため、福祉型障害児施設への継続的な入所を特例として認める運用を、平成33年3月末までとします。

(3) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日条例第66号）

ア 多機能型事業所で行う事業の追加

(1)カと同趣旨の改正を行います。

イ 生活介護・自立訓練の事業者に対し、職場への定着のための支援について努力義務を追加

(1)クと同趣旨の改正を行います。

ウ 就労移行支援事業者に対し、職場への通勤訓練を行う義務を追加

(1)ケと同趣旨の改正を行います。

3 条例の施行予定日

平成30年4月1日

市第178号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例等の一部改正

1 提案理由

平成29年6月2日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）が公布され、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の改正が行われました。また、法の改正に伴い、平成30年1月18日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第4号。以下「改正省令」という。）が公布されました。

このため、改正省令の施行に合わせて、法に規定する介護施設及び介護事業の運営に係る本市の基準を定めた条例の一部を改正します。

2 改正が必要な条例及び改正の概要（全12条例）

(1) 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月条例第70号） ア 身体的拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。（新設） イ 入所者の病状の急変に備え、あらかじめ医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくことを義務付けます。（新設）
(2) 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年12月条例第71号） ア (1)アと同じ
(3) 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月条例第72号） ア (1)アと同じ
(4) 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月条例第73号） ア (1)アと同じ
(5) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号） ア (1)アと同じ イ (1)イと同じ
(6) 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第75号） ア (1)アと同じ
(7) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号） ア 【訪問介護、通所介護、短期入所生活介護】 共生型サービス創設に伴い、障害福祉制度の指定を受けた事業所について、介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定を受けるときの基準の特例を設け、指定を受けやすくします。（新設） イ 【訪問介護】 居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化します。（新設） ウ 【訪問介護】 利用者の口腔や服薬状況等に係る気付きを居宅介護支援事業者等と情報共有す

ることについて、サービス提供責任者の責務として明確化します。(新設)

エ 【訪問リハビリテーション】専任の常勤医師の配置が必須となる旨を規定します。(新設)

オ 【居宅療養管理指導】居宅療養管理指導は、医師、歯科医師等のほか、現行では看護職員も行うことができますが、サービス提供の実績を踏まえ、看護職員による居宅療養管理指導は一定の経過措置期間ののち廃止します。

カ 【福祉用具貸与】福祉用具専門相談員に対し、機能や価格帯の異なる複数商品の提示を義務付けます。また、全国平均貸与価格の説明等を義務付け、この施行日は平成30年10月1日とします。(新設)

キ 【特定施設入居者生活介護】(1)アと同じ

(8) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）

ア 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】オペレーターの配置基準を緩和します。

イ 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】随時対応サービスについて、複数の事業所間の契約に基づき一体的にサービス提供することができる時間帯を緩和します。

ウ 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】介護・医療連携推進会議の開催回数を緩和します。

エ 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】事業所の所在する建物と同一建物に居住する利用者に対してサービス提供する場合には、同一建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供することを義務付けます。(新設)

オ 【地域密着型通所介護】共生型サービス創設に伴い、障害福祉制度の指定を受けた事業所について、介護保険の地域密着型通所介護の指定を受ける場合の基準の特例を設け、指定を受けやすくします。(新設)

カ 【地域密着型通所介護】療養型通所介護の利用定員の上限を緩和します。

キ 【認知症対応型通所介護】共用型認知症対応型通所介護の利用定員の上限を緩和します。

ク 【認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護】(1)アと同じ

ケ 【地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護】(1)イと同じ

コ 【看護小規模多機能型居宅介護】サテライト型看護小規模多機能型居宅介護の基準を規定します。(新設)(管理者、宿直者等の配置の緩和等)

サ 【看護小規模多機能型居宅介護】事業所が診療所である場合の設備基準を緩和します。(新設)

(9) 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第51号）

ア ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確化します。(新設)

イ 居宅介護支援事業者に対し、入院時には担当ケアマネジャーの氏名を入院先医療機関に提供するように利用者に依頼することを義務付けます。(新設)

ウ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務付けます。(新設)

エ サービス提供時に利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを説明することを義務付けます。(新設)

- オ 医療サービスの利用にあたり主治医の意見を求めた場合に、当該居宅サービス計画を主治医等に交付することを義務付けます。(新設)
- カ 居宅介護支援事業所の人材育成を促進するため、管理者は主任ケアマネジャーであることを要件とします。なお、施行にあたっては一定の経過措置期間を設けます。(新設)
- キ 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(掃除・洗濯・調理などの生活援助)を位置付ける場合、市町村にケアプランを届け出ることを義務付け、この施行日は平成30年10月1日とします。(新設)

(10) 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第78号)

- ア 【介護予防短期入所生活介護】(7)アと同じ
- イ 【介護予防訪問リハビリテーション】(7)エと同じ
- ウ 【介護予防居宅療養管理指導】(7)オと同じ
- エ 【介護予防福祉用具貸与】(7)カと同じ
- オ 【介護予防特定施設入居者生活介護】(1)アと同じ

(11) 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第79号)

- ア 【介護予防認知症対応型通所介護】(8)キと同じ
- イ 【介護予防認知症対応型共同生活介護】(1)アと同じ

(12) 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第52号)

(9)ア～オと同じ

3 条例の施行予定日

平成30年4月1日

ただし、(7)カの一部、(9)キ及び(10)エの一部の改正規定は、平成30年10月1日から施行します。(基準省令の施行日に合わせます。)

市第179号議案 保全異議申立事件についての民事保全法に基づく和解

1 概要

本市ウェブサイトの再構築に係る委託契約については、本市は、請負事業者（以下「事業者」という。）に債務不履行があるとして契約を解除し、平成29年3月に損害賠償等を求める訴え（以下「本案訴訟」という。）を提起しました。

また、本案訴訟に先立ち、平成28年10月及び平成29年2月には債権保全を目的とした仮差押の申立を行い、これに対し、事業者から執行取消及び保全異議の申立て（以下「保全異議申立事件」という。）がなされました。

保全異議申立事件及び本案訴訟がそれぞれ進められましたが、その後、保全異議申立事件の中で、本案訴訟も含めた事件全体の解決を目的として、裁判所から和解案が示されました。内容を検討した結果、和解に応じることとします。

2 訴訟等の経緯

平成28年10月12日	横浜市は、事業者との契約を解除し、事業者に対し、支払った委託代金の返還及び関連する契約に基づく費用の損害賠償を請求した。
平成28年10月18日	横浜市は、事業者を支払った委託代金（42,336,000円）を被保全債権として、裁判所に仮差押の申立を行い、仮差押決定が出された。
平成28年11月30日	事業者は、仮差押決定の取り消しを求め、裁判所に保全異議申立を行った。
平成29年2月22日	横浜市は、事業者を支払った委託代金（37,314,000円）を被保全債権として、裁判所に仮差押の申立を行い、仮差押決定が出された。
平成29年3月14日	横浜市は、事業者に対し、172,124,073円の損害賠償等を請求するため、裁判所に本案訴訟を提起した。
平成30年2月13日	保全異議申立事件の中で、裁判所から横浜市及び事業者に対して、和解案が示された。

3 和解の相手方

株式会社ジークス 代表取締役 渡辺 浩

4 和解金額

45,534,600円

5 和解に応じる理由

- (1) 公正中立な立場である裁判所から、事件全体を早期に解決するよう和解勧告があったこと。
- (2) 本市代理人やセカンドオピニオンなど、複数の弁護士にも相談したところ、裁判所の和解勧告に応じるべきとの見解が示されたこと。
- (3) 訴訟による紛争解決には長期間を要すると見込まれるところ、相手方が将来にわたって業績を維持できる保証はないこと。
- (4) 訴訟が長期に渡れば本市にとっても人件費や事務経費がかかること。

6 補正予算

(1) 歳入

和解金 45,534,600円

(2) 歳出

弁護士報酬 2,592,000円

※歳入歳出の差額（42,942,600円）は財政調整基金に積み立てます。

平成 29 年度 3 月 補正 予算案 の 概要

29 年度 3 月 補正 では、国 の 補正 予算（予算 成立 日 平成 30 年 2 月 1 日）を 活用 し、市立 学校 の トイレ の 洋式 化 や 特別 教室 へ の 空調 設備 の 設置 等 を 進め ます。

また、29 年 3 月 に 提訴 し た 本市 ウェブ サイト 再 構築 に 係る 訴訟 等 に ついて、和 解 に 伴う 和 解 金 の 受入 れ 等 を 実施 し ます。

【歳入歳出予算補正】

一般会計 3 事業 4,546 百万円

【繰越明許費補正】

一般会計 1 件

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 学校特別営繕費 4,500 百万円

国 の 補正 予算 を 活用 し、市立 学校 の トイレ の 洋式 化 や 特別 教室 へ の 空調 設備 の 設置 等 を 実施 し ます。

◆ 今回の 補正 内容 4,500 百万円〔国費 1,500 百万円、市債 3,000 百万円〕

- ・ トイレ の 洋式 化 28 校 1,248 百万円
- ・ 空調 設備 の 設置 30 校 930 百万円
- ・ 外壁 や サッシ の 落下 防止 対策 6 校 927 百万円
- ・ 屋内 運動 場 の 改修 5 校 1,395 百万円

※年度内執行が困難であるため、繰越明許費を合わせて設定します。

(2) インターネット広報事業 3 百万円

29 年 3 月 に 提訴 し た、本市 ウェブ サイト 再 構築 に 係る 訴訟 等 に ついて、裁判 所 から の 和 解 勧告 に 基づき、和 解 に より 解決 し ます。（市第 179 号 議案）

これ に 伴い、和 解 金 の 受入 れ と 弁護士 報酬 の 支払 を 実施 し ます。

◆ 今回の 補正 内容

- ・ 和 解 金 の 受入 れ（歳入） 46 百万円
- ・ 弁護士 報酬 の 支払（歳出） 3 百万円

(3) 財政調整基金積立金 43 百万円

市 ウェブ サイト 再 構築 に 係る 訴訟 等 に ついて の 和 解 金 から、弁護士 報酬 の 支払 額 を 差し 引 いた 額 を 財政 調整 基金 に 積み 立て ます。

2. 3 月 補正 で 活用 する 市債

29 年度 3 月 補正 では、市債 を 3,000 百万円 増額 し ます。

※中期 4 か年 計画 に おける 一般会計 の 市債 活用 額（3 月 補正 後 の 4 か年 合計 額）：5,956 億円

<添付資料>29 年度 3 月 補正 に ついて 《総括表》

29年度 3月補正について 《総括表》

1 歳入歳出補正総括表

一般会計

(1) 国の補正を踏まえた補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
教育	学校特別営繕費	4,500	1,500	0	0	3,000	0
国の補正を踏まえた補正 小計		4,500	1,500	0	0	3,000	0

(2) 事業の執行見込等にあわせた整理補正 《増額分》

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
市民	インターネット広報事業	3	0	0	46	0	▲ 43
財政	財政調整基金積立金	43	0	0	0	0	43
整理補正 小計		46	0	0	46	0	0

(単位：百万円)

	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
一般会計 合計	4,546	1,500	0	46	3,000	0

2 繰越明許費補正総括表

一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	設定額
教育	学校特別営繕費 ※	4,500
設定額 合計		4,500

※ 2月補正設定額に繰越明許費を追加で設定